

工事費内訳書の取扱いについて

愛媛県では、入札に際して提出を義務付けている工事費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 提出対象工事

全工事

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に基づき、平成27年4月1日以降に入札公告又は指名通知するもの)

2 提出時期

入札公告若しくは入札通知書で指定する日時までに、発注者が指定した場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限る。）により、入札書と併せて提出すること。入札時に工事費内訳書を提出できないときは、入札書を無効として、開札しない。

3 工事費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、入札時点で想定している設計方針に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した工事費内訳書を提出すること。

なお、工種ごとの金額が記載されていないなど提出された工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

- (1) 業者名、工事名の記載確認
- (2) 工事区分・工種（建築一式工事の場合は種目・科目）ごとの金額の記載確認
- (3) 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致していることの確認

4 その他

ア. 様式について

県が工事費内訳書の様式を電子媒体（エクセル形式）で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。（工

工事費内訳書の様式を示していない工事であっても、様式3に準じて必ず作成のうえ提出すること。)

イ. 低入札回数の加算について

工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、入札金額が調査基準価格（最低制限価格）を下回っていたとしても、低入札回数には加算しない。

別表

1 工事費内訳書が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（１）工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）他の工事の工事費内訳書である場合
	（４）白紙である場合（工事費内訳書に全く記載がない場合を含む。）
	（５）工事費内訳書に押印がない場合 （電子入札システムにより工事費内訳書が提出された場合を除く。）
	（６）工事費内訳書が特定できない場合 （複数の工事費内訳書が提出されている、他の工事の工事費内訳書が含まれる場合等）
2 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致しない場合	
3 その他の不備により適正な見積りがなされていないと判断される場合	